

## 第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年9月12日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年9月12日 午後0時04分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
20 番	藏原博敏		

### 欠席議員

19 番 井手明廣

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二                      議会事務局次長 山 本 繁 樹  
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 54 号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について
- ② 議案第 58 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ③ 議案第 63 号 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ④ 議案第 64 号 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 65 号 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 67 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ⑦ 議案第 69 号 第 2 次阿蘇市総合計画の策定について
- ⑧ 認定第 1 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑨ 認定第 7 号 平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 8 号 平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 9 号 平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 10 号 平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 58 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ② 議案第 60 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 61 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 62 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 66 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑥ 認定第 1 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑦ 認定第 4 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 5 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 6 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 13 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 55 号 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について
- ② 議案第 56 号 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について
- ③ 議案第 57 号 阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について
- ④ 議案第 58 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ⑤ 議案第 59 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 68 号 工事請負契約の締結について
- ⑦ 認定第 1 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑧ 認定第 2 号 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 3 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 11 号 平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 12 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

#### 10. 追加議事日程

##### 開議宣告

##### 議事日程の報告

- 日程第 1 提案理由の説明
- 日程第 2 議案第 70 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 71 号 工事請負契約の締結について

### 午前 10 時 00 分 開議

#### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

議事に入ります前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

本会議の冒頭ではありますけれども、副市長である宮川清喜氏から 9 月 5 日に 9 月末日をもって退職したい旨の願いの提出がありました。任期途中でもあり、非常に残念なことであ

りますけれども、本人のご意志も固く、9月30日をもっての退職を承認いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

副市長の職は、現在の阿蘇市にとって最も重要な職にあり、空白期間を生じさせることは熊本地震からの復旧・復興をはじめ、市が直面する様々な行政課題解決に向け大きな支障となることから、次期の副市長の選任について、今会期中に同意を求めたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の報告を終わります。

続きまして、監査委員事務局より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思えます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（種子野謙二君） おはようございます。

開会前にお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。先般お配りしております資料別冊16、平成28年度阿蘇市財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書に記載の誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。訂正は、本日配布しておりますA4用紙1枚でございますが、別紙16、平成28年度阿蘇市財政健全化判断比率及び資金不足の比率審査意見書正誤表をご覧くださいと思います。訂正をお願いするのは、この正誤表のとおりでございますけれども、訂正箇所について説明をいたします。資料別冊16の1ページ、2の審査結果(1)総合意見の表中、④将来負担比率、数値101.2%が正しくは101.6%でございます。訂正をよろしくお願いたします。

次に、3ページになります。④の文章中、平成28年度の将来負担比率101.2%を101.6%に訂正をお願いいたします。

また、上から2番目の表中、101.2%を101.6%に、その右の(A)の数値288億5,005万2,000円が正しくは288億8,364万6,000円、その下の(A)将来負担額の表中、公営企業債等繰入見込額49億4,844万円が正しくは49億8,203万4,000円となります。合計が288億8,364万6,000円となりますので、この訂正した数値で再計算しますと、将来負担比率101.6%となります。再審査した結果、総合意見について変更はございません。

以上、訂正させていただきます。よろしくお願いたします。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（藏原博敏君） 古木委員。

○17番（古木孝宏君） ただ今の件について、正誤表ということで出ましたが、誤ってはないところでこういう間違いを監査委員のほうから出るということは、非常に失態じゃないかと思いますが、その辺でどうして間違ったか、説明を。

○議長（藏原博敏君） 監査委員事務局長、答弁があったらお願いします。

○監査委員事務局長（種子野謙二君） 訂正されました数値に差し替えがちょっと事務局のほうに連絡ミスされとったためと、この県に報告されました公営企業の決算に際しまして、将来負担に係るこの数値が過少計上となっていたということで訂正が、財政課から提出され

た後に判明したということで、その訂正されたのが監査事務局に届いていなかったということで、記載誤りになります。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 私のほうからちょっと補足をさせていただきます。3 ページの中学校への将来負担額の中の公営企業債と繰入見込額というところが今回の間違いの原因でございますけれども、公営企業決算の統計の中で、熊本県からの指摘で将来負担に係るものが過少計上されたということの指摘があって、この間違いに気づいたんですけれども、この間違いに気づいた時期というのが、財政課がこの議案書を製本するそのタイミングでございました。結果、その担当からこの通知が変わったということが監査事務局にその報告がいつてなかったということで、財政課の失態でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（藏原博敏君） 古木委員。

○17 番（古木孝宏君） わかりますけれども、これから間違いました、すみませんでしたで終わらないようにしっかりとやってください。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、監査委員事務局長の報告を終わります。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は9名予定されております。従いまして、一般質問を9月13日と9月14日、2日間において行うことといたしました。13日は5人行うこととし、14日は残りの4人をいたすことといたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、執行部より追加議案の申し出がありました。追加議案の取り扱いについてであります。本日議案書の配布を行い、9月14日の一般質問最終日、日程に追加を行い議題とすることといたしました。また、追加議案の審議については、人事案件であることから、議会運営の申し合わせ事項により、委員会の付託は省略することといたしました。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

## 日程第1 各常任委員長報告

## 1 総務常任委員長

- ① 議案第 54 号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について
- ② 議案第 58 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ③ 議案第 63 号 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ④ 議案第 64 号 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 65 号 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 67 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ⑦ 議案第 69 号 第 2 次阿蘇市総合計画の策定について
- ⑧ 認定第 1 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑨ 認定第 7 号 平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 8 号 平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 9 号 平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 10 号 平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 54 号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」他 11 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。お疲れさまでございます。

ただ今より、総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 4 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件、認定 5 件であります。9 月 7 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものについて、ご報告いたします。

最初に、議案第 54 号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」であります。

税務課長より「本案は、上位法の改正によるもので、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明があり、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 58 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。その主なものを申し上げます。

「財政課」の予算について、委員より「歳入の土地建物売払収入の中の、宮地駅西側用地

と内牧郵便局跡地の売払いについて、坪単価は。」との質疑があり、管財契約係長より「宮地駅西側用地の坪単価が2万9,676円、内牧郵便局跡地の坪単価が約4万4,000円となっております。」との答弁がありました。それを受け、委員より「基本的には、不必要な遊休地は処分していくことが必要で、遊休地を市で管理していくとなると、維持費だけでも膨大になっていく。公売においては、もちろん、固定資産評価額、不動産鑑定士の評価等も参考にすべきだが、状況に応じた価格設定をしないと、そのまま公売にかけるだけでは、なかなか売却できないのではないかと。このような中で、今回の2件に関しては、相応な価格で売払いがされ、努力の成果であると評価する。」との意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第63号「平成29年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第64号「平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第65号「平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第67号「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

総務課長より「本案は、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更するため、その構成団体の議会において、同文議決を求めるものです。」との補足説明があり、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第69号「第2次阿蘇市総合計画の策定について」であります。

財政課長より「今回、上程いたしました最終計画案は、災害時の復旧・復興プロジェクトとして取りまとめた被災状況等の数値を、それぞれ統一した基準日で最新のデータとして掲載しております。また、広く市民に意見を求めるものとして、パブリックコメントの募集を行いました。そこで出された意見を、今回、計画のなかで反映しているものです。」との補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」の主な質疑について申し上げます。

最初に、「波野支所」の所管について審査をしました。委員より「波野地区福祉バス運行事業について、実績をみると1日の利用者数が4名というような日もあり、今後、長い目で見ても、利用者は減少傾向にあると考えるが、そうなる事業の縮小等も考えられるのか。今後の方向性は。」との質疑があり、波野支所長より「現在、利用者は減少傾向にありますが、波野地区の高齢化率は、40%以上となっております。今後ますます高齢化が進むことが予想され、単純には福祉バスの利用も増えてくるのではないかと考えます。ただ、一方で、車の免許を持っている方は、運転するのが困難になるぎりぎりまで運転される傾向にあり、運転ができなくなった時には、福祉バスの利用自体も難しくなることも考えられますので、なかなか増加するのか、減少するのかというのは、予測しづらい部分ではあります。将来、利用

者が減少していった場合、本事業について廃止するというような考えは、今のところございません。利用者がいらっしゃれば運行していきたいと考えております。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の所管分について、委員より「税の収納率が、前年度に比べて 0.35%上昇したものの、89.55%という実績であるが、これ以上、収納率が伸びていく余地はないのか、考えを聞きたい。」との質疑があり、税務課長補佐より「現在の取り組みの一つとして、現年度分の収納については、繰り越さないということを重点に、現年度分の催告書を送付するなどの対応を行い、未納者の納付意識を高めております。その結果、過年度分の収納率は若干、下がったものの、現年度分の収納率は上がり、それによって全体的な収納率も上がったという実績もございます。今後は震災からの復興も、ある程度進んでまいりますので、法的財産処分等も行いながら、収納率向上に努めていきたいと考えております。」との答弁がありました。それに対し、委員より「現年度分の収納について努力するのは当然のことである。努力していることはわかるが、県下の中でも当市の収納率は低い位置にある。税は地方自治の中で基本となる。行政サービスも税で成り立っており、市民の皆さんからも、公平に負担していただくということが基本である。税収が減っていくと、行政サービスの低下にも繋がりがかねないことを理解していただき、納税の公平性の観点からも、更なる努力をお願いしたい。」との意見がありました。

また別の委員より「納税の方法について、口座振替をされている方の割合は」、「収納率を上げるなら、口座振替で納付していただく方法が確実だと考えるが。」との質疑があり、税務課長より「現在、口座振替の納付は約 40%となっております。大きな自治体になりますと、この口座振替の率が非常に高いということで、本市でも口座振替を推進していく準備を進めております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「本市の収納率は、県下でも低い位置にあるとのことだが、その結果を受け、少しでも収納率アップに繋がるような研修や検討会議等、なされているのか。」との質疑があり、税務課長より「県内研修会の中でも、各部門において、それぞれの課題を挙げ、徴収率を上げるための協議や研修等を行っております。また、県下 14 市において、税収アップを目的とした向上対策協議会等もあり、そちらにも参加し、研究しているところです。」との答弁がありました。

委員より「これまでも各職員がそういった努力をしてくれているのに、なかなか収納率が上がらず、県下でも収納率の順位が低い。その要因はどこにあると考えるか。」との質疑があり、税務課長補佐より「やはり原因の一つとしまして、一部事業所等の滞納額が大きいということも考えられると思います。これにつきましては、固定資産税が何百万円というように、個人とは桁違いの税額になっております。また、地震等により、営業にも影響が出ており、その結果、固定資産税の支払いまで回らないということで滞納額が増えていく。ただし、個人の場合につきましては、財産等がなければ執行停止、滞納処分を一時停止するということがありますが、事業所等につきましては、財産があり、それに執行停止をかけるというわけにはいきませんので、どうしてもそのまま累積してしまうといった現状があります。」との答弁

がありました。それに対し、委員より「そのような事業所等には、適正な指導をしているのか。また、それに対する対策は。」との質疑があり、税務課長より「高額滞納の経営者とヒアリングを重ねてきておりますが、毎年の固定資産税については、ちゃんと現年に払うこと、過年度分についても少しずつでも払っていくことという確約を取って進めております。今後とも徹底して指導していきたいと考えております。また、県や阿蘇郡市の徴収吏員による併任徴収も行っており、高額滞納者、長期滞納者の案件ごとに勉強会をして、対策を考えております。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の所管分について審議を行いました。

委員より「地域コミュニティ活動の充実ということで、今後は、非常に重要となる施策であるとする。現在、全国で災害が多発しており、いろいろな被災地に視察に行き感じたのは、まず災害が起こったら身の安全の確保のため、避難することが最優先であるということ。今、国・県の災害復旧に対する補助も手厚くなっており、命さえあれば、再建や復旧は何とかなる。そのようなことから、この地域コミュニティ活動の充実で、自主防災組織の強化に繋げ、今後の予期せぬ災害にも備えてもらいたい。」との意見があり、総務課長より「地域コミュニティの自主防災組織については、行政区ごとに研修を行っているところです。今年度は、狩尾2区、狩尾3区、的石地区、跡ヶ瀬地区を対象に、避難訓練を行いました。地区毎に、サロン活動が行われていますが、このように地域の方々が何らかの会合で集まれる際に、防災についても一つのテーマとしてお話をさせていただき、それが防災活動というような位置付けになるのではないかとということで、広く周知、普及をしていきたいと考えております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「高度情報ネットワークの構築に関連し、現在のシステムの通信量増加に伴う回線圧迫どれぐらいか。そうなった場合、現在のシステムで対応ができるのか。」との質疑があり、情報管理室長より「平成26年度から、通信量を常に監視しており、ピーク時にはバックボーン回線を増やしていくといった対策をとっております。整備当初は、速度でいう900メガビットの回線でしたが、現在1.7ギガビットまで、随時、回線を増やしている状況です。現在は、対応できないといった状況にはなっておりません。」との答弁がありました。

それに関連して、別の委員より「現在はインターネットをはじめ、情報関連事業の高度化は最優先だと考える。観光、防災、産業等、現代社会の中で、情報の発信、収集というのは、切っても切り離せないものであり、本事業を高度化させ、阿蘇市の中核となるよう情報部門を課として組織するなど強化していくべきではないか。」との意見がありました。総務課長より「現在、情報管理室に、阿蘇テレワークセンターから1名の職員がサポートに来ており、各課においても地域の政策課題を進めていく上で、どうしても情報化というのは切り離せないものとなってきております。各課それぞれにも、情報化推進員を置き、職員研修を進め対応を図っているところです。情報課というようなセクションの設置も、今後、行政改革等で組織再編を進めていく中で、検討していきたいと考えます。」との答弁がありました。

別の委員より「消防施設の整備の中の、消防積載車の更新についてだが、現在、20年を経

過している車両が 30 台あり、それを年間 4 台ずつ、全部更新していくとなると、単純計算で 7～8 年かかることになる。ここ 3 年ぐらいの間で更新を計画すべきでは。」との質疑があり、総務課長より「現在までの実績におきましても 20 年経過した車両を、すぐに更新するということはありません。特に、年数は経過しておりますが、運行距離数は少ないので、今のところ、このような形で支障はないかと考えております。」との答弁がありました。

また、その関連で、別の委員より「やはり、阿蘇市も多分に漏れず過疎化している。消防団の班はあっても、いろいろな活動時に数人しか出てこないような班がいくつかある。これは地域にとっても負担であろうと感じる。いろいろな問題はあると思うが、そこの集約をすることによって、班は減っても体力の強い組織をつくってもらい、そして減った分は機材の面で充実させるなどして、形ではなくて実効性で体制を確保していくべきでは。」との意見があり、総務部長より「大きな災害が続くと、どうしても地域の防災力というのが大事になってきます。そのような中で、地域に人がいなければならないということもあります。より有効的に高度に活動ができる、また、併せて、その財源を資機材に充てるというのも一つの方法だと考えますので、再度、区長さん方をはじめ、消防団等の意見も聞きながら、地域の防災力も大事に、今後の課題として進めていきます。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 7 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題として審査を行いました。

管財契約係長より補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 58 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 58 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第 54 号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 63 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 64 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 65 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 63 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 64 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 65 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括して採決を行います。

議案第 63 号から議案第 65 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 63 号から議案第 65 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号から議案第 65 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号「第 2 次阿蘇市総合計画の策定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号「第 2 次阿蘇市総合計画の策定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第 7 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して採決を行います。認定第 7 号から認定第 10 号までの委員長の報告は認定であります。認定第 7 号より認定第 10 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 7 号より認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 58 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ② 議案第 60 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 61 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 62 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 66 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑥ 認定第 1 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑦ 認定第 4 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 5 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 6 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 13 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 58 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」ほか 9 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期第4回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案5件、認定5件であります。9月5日午前10時から委員会を開催しましたので、審議の経過と結果の主なものについて、ご報告致します。

最初に、議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。その主なものを申し上げます。

まず、「教育課」の予算であります。

委員より「いじめ防止対策審議会委員の選任については、専門的な方をお願いをしているのか。」という質疑があり、教育長より「審議会を立ち上げるには専門家が重要だということで、臨床心理士と精神保健福祉士の方は協会から推薦をいただき、県からの推薦で弁護士の方、そして、いじめ問題で委員になっていた大学の先生。この大学の先生は、熊本市のいじめ問題で委員長として答申を出された方です。これまで経験のある方々4名に委員としてお願いをしたところ。」という答弁がありました。

また、別の委員から「全国的にみて9月1日は、夏休みが終わり、自殺が一番多い時期、これは統計的に出ているが、いじめ問題も含め、夏休みが終わってから、教育課の中で何か各学校に対し通達や協議はされたのか。」という質疑があり、教育長より「今朝新聞にも高校生や中学生が自殺をした記事が載っていました。8月終わりの校長会において、9月1日の問題は以前から言われていますので、特に夏休みが終わるころ、不規則な生活や宿題がたまり学校に行くのがいやになる児童生徒がいるかもしれないので、不登校気味の子どもや小さい子どもには夏休みが終わる前に家庭訪問をするなど、校長会において指導をしたところ。」また、日ごろからいじめ防止基本方針に基づき、年に数回、無記名のアンケート調査を実施しており、特に去年は地震もあり、子どもたちのケアをするために個別のヒアリングを行い、そのケアやいじめ問題も含めて、困ったことなどないかを常に把握はしているところ。」という答弁がありました。

次に、「市民課」の予算であります。

委員より「阿蘇市ではマイナンバーカードの普及は、どの程度進んでいるのか。またシステム改修とはどのような内容なのか。」との質疑があり、課長から「マイナンバーカードの交付枚数は、累計で2,259枚の発行です。また、システム改修費では、現在住民票やマイナンバーには姓と名前が表記されますが、婚姻され旧姓のまま社会活動をされる、職場で旧姓のまま通している方がいることから、住民票やマイナンバーカードに旧姓が括弧書きで表記されるよう、システムを改修するものです。旧姓を併記することは本人が希望された場合のみとなります。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算であります。特に質疑はなく審議を終了しました。

次に、「福祉課」の予算であります。

委員より「出合い応援事業は毎年行っているようだが、過去の実績などは。」という質疑が

あり、課長より「社会福祉協議会が 22 年度から始めており、総参加数は 539 名、カップル数が 39 組、うち結婚された方が 6 組という実績になっております。」との説明がありました。また、委員より「結婚する人たちが少ないということは少子化や、過疎化にもつながるため、もっと事業を拡大するなど頑張っていたきたい。」との意見がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 60 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「国民健康保険事業は平成 30 年から運営は県のほうで行うが、新聞報道では約 34%の自治体が赤字になるのではとの見通しが出ていたようだが、阿蘇市としてはどう感じているのか。」という質疑があり、課長から「平成 30 年度から運営主体が県に移行しますが、保険税については、それぞれの自治体で定めることとなります。これについては、県が標準保険税を設定し示すこととなりますが、最終的には国が計算上の係数などを 12 月で示し、県が取りまとめを行い、阿蘇市に対しては 1 月に提示されることとなります。ただ、阿蘇市の場合、単年度収支がマイナスで来ており広域化の以前に不足しているため、標準保険税率が設定されたときに、その分は確実に不足すると思います。一応試算については、段階を追って示されておりますが、まだ流動的であるため確定してからお示ししたいと思います。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「保険料の収入で、補正額マイナス 2,300 万円計上されているが、原因は何なのか。」という質疑があり、課長から「第 1 号被保険者保険料として約 2,300 万円を減額していますが、これは熊本地震の被災者に係る保険料の減免相当分です。保険料については、本年 9 月末日までを減免期間とし、減額相当分を計上しているものです。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「繰出金は一般会計からの法定内繰り出し分なのか。」という質疑があり、課長から「平成 28 年度の事務費として、一般会計より繰り入れしているもので、後期高齢者特別会計に関わる職員給与及び事務費として精算分を一般会計にお返しするものです。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 62 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 66 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「歯科口腔外科開設に伴う設計委託料の 530 万円、工事費はどの程度を見込んで

いるのか。また、口腔外科が阿蘇にはないため歯科医師会等から阿蘇市に対しての要望があり、前向きなのはいいが、財政的に阿蘇市に負担が相当かかってくる可能性もあるかもしれない。そのあたりの捉え方は。」という質疑があり、事務局長から「概算で設備まで含め約5,000万円近くかかるのではないかと伺っております。どこに設置したらいいか、患者様の利便性を考慮し、複数案を依頼しようと思います。また、歯科口腔外科の開設は、事業管理者である甲斐院長の判断ですが、その判断に至った経緯は、病院として、歯科医師とも病診連携を行っており、必要性として高齢者の患者様が口腔がん等の疑いのある場合、熊本市内の専門医まで行かなければならない現状と、血液サラサラの抗凝固剤服用の方が多くなり、抜歯なども簡単にできない状況にあり、歯科医師会の強い要望を考慮されたと思います。院内の幹部会等でも十分検討を行い、採算性も重要なことだと考えています。地元市民が安心安全な医療に関して生活を送っていく中で、公立病院として補うべきではないかと思っております。」との答弁がありました。

また別の委員より「医師の確保はできるのか、どのように考えているのか。」という質疑があり、事務局長より「波野診療所に勤務する歯科医師を予定しており、波野診療所の歯科と診療日を振り分けて対応することになると思います。現在、毎週木曜日に口腔外科相談窓口に来ていただいております。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「人権啓発課」の決算であります。

委員より「運動団体助成金については、やめるということできないのか。」という質疑があり、課長から「運動団体助成金については、被差別部落を有する他市町村でも交付されていますので、他市町村の状況も参考に検討したいと思います。なお、昨年12月16日に部落差別解消法という法律が施行されました。今なお部落差別が存在することを国が認め、その解消に関して、国及び地方公共団体が施策を講じるようにとした理念法であります。私たちとしても、この補助を継続しながら団体の方とともに、そういう解消につなげていきたいと思っております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「近年の差別問題は段々薄れているような気がするが、いろいろ問題は、以前から見ると減ってきたような気がするが。」という質疑があり、カルデラASO所長より「人権啓発教育の推進のおかげで、言われるとおり、近年の差別事象の案件等は激減しております。」という答弁がありました。

次に、「教育課」の決算であります。

委員より「廃校の跡地利用では、有効に進めていくと記載されているが、現在、廃校となった学校がかなりあるが、今後の利用についてはどのように考えているのか。」という質疑があり、課長より「学校の跡地利用については、市役所の関係課において民間活用も含めた跡地利用の検討委員会を定期的で開催しています。現在、旧坂梨小学校については、京都大学が利用、古城小学校については、子どもサポートセンターとしての利用、中通小学校につい

ては、不登校対応として適用指導教室に利用しております。乙姫小学校については、老人ホームとして現在建設が行われています。今後跡地利用については、関係課と協議を行っていきたく思っております。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の決算であります。

委員より「区に入っていない市民、アパートなどに住居されて住民票を移していない人たちなどのごみの管理、収集について市としてどのように取り組んでいるのか。」という質疑があり、課長から「新しくアパート等を建設する場合は、安全に塵芥車が駐車できるスペースを確保して、敷地内に集積のボックスを設けていただくようにしております。転入され手続きに来られた方々には、ごみ分別のやり方、阿蘇市はRDF処理のため分別し出していただくために、3種類の袋を配り、集積場所の確認もされるよう周知を行っております。ただ、住民票を動かしていない方は接触する機会がなく、管理する地元の各区長も大変苦慮されていることも十分認識しております。今後も広報などでごみの出し方についてはルールを守っていただき、管理する区長の負担が少しでも減るように、再度啓発を行っていきたく思っております。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の決算であります。

委員より「特定健診の異常者割合が、82%とあり、また、乳幼児の健診受診率では0.5%が受診をされていないが、その後の追跡は行ったのか。」という質疑があり、係長から「特定健診の異常者割合の82%というのは、特に保健指導領域とあって、全く正常の方を除いた、少し異常値が高い方から重症化の方まで含めて82%となります。この数値は全国統計が55%程度であるのに比べ、かなり高く、特に去年被災した影響もあり、人数では前年度より100人ほど悪い方が増えています。乳幼児健診については、追跡や訪問を行い、ほぼ100%になっています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の決算であります。

委員より「保育所の待機児童で、去年は1人もいなかったのか。」という質疑があり、係長より「平成28年度末は31名の待機児童が発生しており、内28名が0歳児、3名が1歳児という状況でした。29年度では1歳ずつ年齢が上がるため、それだけ保育士の必要数が減ってきますので、年度当初での待機児童は発生していない状況です。」との説明がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。本案につきましても審議を経た結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「阿蘇市の後期高齢者医療に係る費用は、県下で結構高い位置にあると思うが、

どの程度の位置にあるのか。」という質疑があり、課長より「1人当たりの医療費は、平成28年度107万5,000円程で、45自治体の中では高い方から10番目となっています。」との説明がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第13号「平成28年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より「収益面で地震によりある程度よくなった時期もあったが、病院経営の中で今後の見通しとしてどのように考えているのか。」という質疑があり、事務局長から「経営については一部の職員だけが考えるのではなく、全職員で考え病院全体として取り組んでおります。病院として適切な治療を行ない適切な報酬をいただく、取り漏れ防止の徹底や、職員が各種資格を取得することにより新たな加算が取れるようになってきました。また、医事課を中心に厚生局への届出などを行うことにより一定額しか取れなかったものが、より多くの報酬が取れるような増収対策の取り組みも行っています。今後とも収益確保、経費削減対策に積極的に取り組みます。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第60号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 5 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 6 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 13 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 13 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、11 時 20 分から再開いたします。暫時休憩を行います。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 55 号 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について
- ② 議案第 56 号 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について
- ③ 議案第 57 号 阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について
- ④ 議案第 58 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ⑤ 議案第 59 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 68 号 工事請負契約の締結について
- ⑦ 認定第 1 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑧ 認定第 2 号 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 3 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 11 号 平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 12 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藏原博敏君） ただ今より、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 55 号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」ほか 10 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○**経済建設常任委員長（高宮正行君）** ただ今から、経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第4回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案等11件であります。9月6日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第55号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」であります。

委員より「各市町村で、新たに促進区域に指定したい等といった場合には、どのように行うのか。」との質疑があり、地域振興係長から「熊本県地域経済牽引事業促進協議会が8月21日に、熊本県を含めた県内45市町村、それから14の産業支援機関、金融機関や大学等で構成された組織が設立されました。以前は、地域産業活性化協議会という名称でしたが、今回、その名称が変わったものであります。この協議会内で県内の基本計画等策定されていますので、指定内容の変更や協議等が必要となれば、本協議会で諮ることになります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」であります。

委員より「協議会メンバーの構成は。」との質疑があり、農政課長から「各組織の代表で考えており、選出には地域にお詳しい方をお願いしたいと考えています。また、条項内に、その他市長が必要と認める者と条文を設けさせていただいております。補充すべきような状況に陥った際は、これに基づく対応を行います。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号「阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について」であります。

まちづくり課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「災害復旧に関しては、平成30年度には概ね完了するという計画ですが、多少の起伏が残る箇所も見られます。そういった箇所についての補修は行うのか。」との質疑があり、建設課長から「大きな箇所については、国庫補助金を受けた災害復旧で対応し、それ以外の修復等に関しましては、区長方々からの情報を得る等し、必要であれば道路補修で対応します。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「災害公営住宅建設についての内容を。」との質疑があり、住環境課長から「候補地については、敷地の確保が可能な場所として、阿蘇地区では小里団地、一の宮地区は古神団地跡地、波野地区は大道団地を予定しております。戸数については、実際、設計等行わな

いと分かりませんが、意向調査の結果と仮設住宅の再利用等も勘案し、今回、進めます新小里団地と合わせて、約 70 戸程度必要ではないかと考えております。」

また、別の委員より「合併当時に計画された公営住宅の再編、集約化計画はどうなったのか。」との質疑があり、課長から「震災前までは公営住宅の再編、集約化計画に沿って事業の検討を進めていましたが、今回の災害公営住宅は緊急的に優先し整備する必要があり、また、本構想は既に十数年経過しております。住環境課としては災害等が影響しない場所、現在の人口動向等も踏まえた新構想を検討したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「耕作放棄地解消緊急対策事業の内容を。」との質疑があり、農業委員会事務局長から「農業委員、最適化推進委員の 40 名を分割し、市内を 12 箇所に分け、3 名から 5 名体制で、昨年のデータを確認しながら、月末に 3 日ほど掛けて耕作確認を行います。耕作放棄地が見受けられたら、農業委員会から中間管理機構による農地バンク、JA による集荷円滑化団体等を介した放棄地の解消に向けた指導をします。その中から農業者とマッチングが良好で、かつ申請のあった方について、3 年間の耕作継続を条件に、反当り 3 万円を交付する制度です。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

まちづくり課長から「阿蘇市ふるさと応援寄付金については、制度の意義も当然のことながら、阿蘇市の魅力を発信するために特産品を返礼品として活用する計画です。品の内容につきましても、然ブランドを含めた季節ごとの商品構成を考えています。」との説明があり、委員より「本事業について、返礼品等を何らかの形で評価できるような仕組みの検討をお願いします。」との意見がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「中山間地域等直接支払交付金について、今後、制度の見直しは。」との質疑があり、農業振興係長から「5 年毎に制度の見直しを行っており、今現在が第 4 期で、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の制度となります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「農家の自立復旧支援事業（復興基金分）の内容は。」との質疑があり、農政課長から「被災した農地のうち、国庫補助事業の対象とならない部分において、農家が自ら行う復旧作業等に要する経費に対して、1 箇所当たり 20 万円を限度に補助する事業です。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 59 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号「工事請負契約の締結について」であります。

委員より「本工事は、施設の処理能力が向上するものか。」との質疑があり、住環境課長から「本施設は、機械等の耐用年数が過ぎております。機器等新たに交換することで管理がよりスムーズとなり機能性を高めるものです。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「建設課」の決算であります。

委員より「公園・緑地の整備について、遊水池の完成後は、機能面だけではなく、適切な維持管理を行うことにより、常時の有効利用を行えるようにとあるが、具体的には。」との質疑があり、建設課長から「遊水地は計画段階から一部分に芝を張るなどし、レクリエーション施設として活用する等の構想がありました。具体的な内容は詰めてまいります。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の決算であります。

委員より「環境共生基金事業については、寄附される方が、使用用途が異なる“阿蘇市ふるさと納税”との混乱が生じることがないように対応を。」との意見がありました。

次に、「農業委員会」の決算であります。

委員より「農業者年金費はどのように使われているのか。」との質疑があり、農業委員会事務局長から「担当者の給料のほか、農業者年金に関する会議に出席する際の費用や、年金を推進するパンフレット等の購入費として使用しており、これらの財源はほとんどが交付金です。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の決算であります。

委員より「今年の“草・観・然”活性化事業について詳細説明を。」との質疑があり、観光企画係長から「去年は、33件、33組の方々を取材し、ポスターを制作しております。その使用用途は、1部は取材された方にお渡しして、ご自身のPR等に活用していただき、また、もう1部を市で管理し、観光PR等の様々な場面で活用させていただいております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「観光地としての体制づくりの課題に魅力的な観光資源をつなぐストーリーとは。」との質疑があり、観光課長から「阿蘇のカルデラ地形を生かした新たな観光地づくりとして、既存する世界ジオパーク事業、本市が進める「然」事業を連携させることで、大自然阿蘇と人々を繋いだ更なる魅力づくりを考えています。」との答弁がありました。

また、委員より「然ブランド商品を域外に向けて発信、販売し、認知度の向上と生産者の所得確保の機会を創出することができたと明記されているが、そういう機会は得られたのか。」との質疑があり、課長から「今年の然の事業は、特に生産者の方々に1年間、様々なキャンペーンやイベントに出展していただき、特に、羽田空港に直結する羽田エクセルホテル東急のレストランにおいては、11月から1月にかけて、本市の食材を使った阿蘇大分フェアを開催し、多くの人々が阿蘇の魅力に触れる機会をつくってまいりました。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の決算であります。

委員より「波野地域の集落サポートプロジェクト事業の移動販売実績は。」との質疑があり、地域振興係長から「売上げの実績は、1月の中旬から2月の中旬までの約1箇月間、5週に亘って試験的に販売を行い、売上総額74万5,730円、1日当たりの売上額が約3万円前後、また、1人当たりの購入額が1,742円という結果でした。」との答弁があり、委員より「本事業を本稼働した場合の採算は。」との質疑があり、まちづくり課長から「今回、使用した車両は軽の冷蔵庫に詰め込んだ状態で行っています。実際に事業を開始するのであれば、冷凍冷蔵機能等を備えた専用車両の準備や人件費等の経費も必要になりますので、実際は厳しいものと考えていますが、地域からは大変助かるという声もお聞きしています。今後は、事業に協力いただいた神楽苑と買い物支援に向けた検討等、継続して協議を図ってまいります。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の決算であります。

委員より「環境保全型農業直接支払制度の内容を。」との質疑があり、農政課長から、「有機農業の取り組みを行う、8組織、37の農業者に対する支援事業です。作目については、水稲、大豆で、10a当たり8,000円の定額で助成するものです。」との答弁があり、また、委員より「昨年、青年就農給付金について、事務処理に遅れる等の不適切な処理があったが。」との質疑があり、農政課長から「支払いについては、新たに課内でチェック機能の徹底・強化を行う等、以前のような失態がないように務めています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号「平成28年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「火口見学に向けたスケジュールは。」との質疑があり、観光課長から「環境省による改修が2月中には完了する予定ですので、その後、阿蘇火山防災会議協議会において協議いただくこととなります。」との答弁があり、また、経済部長から「改修工事の進捗も冬場の天候等の影響も懸念されますが、一応は、来年3月1日の開放を目指します。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第11号「平成28年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第12号「平成28年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より「今期、収支決算において純損失となった要因は。」との質疑があり、水道課長か

ら「昨年の地震による、約4,000万円の水道料金の減免措置と、破損した水道管等の修復工事に伴う支出が要因となっています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第55号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号「工事請負契約の締結について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 3 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 11 号「平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 12 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案第 58 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第 58 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 58 号について採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論ありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番議員、竹原です。

私は、平成 28 年度の決算について、特に商工関係の必要の中ではな阿蘇美の分担金 436 万円、これについての、これを出したのために、結局はいこいの村についても払わなくてもいいというような裁判闘争になったという形で、これが大きな原因だと思います。

それと、運動団体への補助金ですね、実際、部落差別というのはもう過去の話になっています。まだ補助金を出しているということについては、反対をいたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ただ今反対討論がありましたので、この認定第 1 号は起立による採決を行います。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、認定第 1 号は、各常任委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をいたします。そのままの席でお願いいたします。

午前 11 時 39 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今市長より議案 2 件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号、議案第 71 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### 追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速平成 29 年第 4 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 70 号、工事請負契約の締結について。本件は、仙酔峡線道路災害復旧工事(その 5) 他 2 件合冊の契約に伴い、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 71 号、工事請負契約の締結について。本件は、阿蘇西小学校災害復旧工事(校舎改築等)の契約に伴い、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第 2 件、その他 2 件を本日追加して上程いたしましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加で付議されました議案第 70 号、議案第 71 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定によりまして、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、追加で付議されました事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 追加日程第 2 議案第 70 号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第2、議案第70号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました議案第70号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

9月4日に配布をいたしました追加の議案集1ページをお願い申し上げます。

提案理由につきましては、ただ今市長のほうからご説明があったばかりでありますので、割愛をさせていただきます。

契約の目的であります。仙酔峡道路災害復旧工事（その5）他2件合冊でございます。合冊と申しますのが、その3、その4の合冊ということで、その他2件合冊とさせていただいております。契約の方法でありますけれども、指名競争入札、契約金額が2億4,840万円、税込みでございます。契約の相手方、熊本県阿蘇市一の宮町宮地2,400番地、株式会社春山商会代表取締役、春山幸一氏でございます。本件につきましては、8月30日の日に入札を行いまして、現在仮契約中でございます。阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、予定価格が1億5,000万円以上でありますので、本議会の議決をいただいた上で本契約、そして工事というふうに移らせていただきたいと思います。

審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） この仙酔峡線は、大体全線だと思うんですけども、いつごろ開通できる予定なのか。それと、応札件数と落札率と、その3問、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 最終的には、議会の議決を経て繰り越し手続きを行った上で、来年の秋口を目標といたしております。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 2点目のご質問でございますが、10社中7社辞退、3社応札、落札率は99.86%でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） じゃ、来年の連休のころの仙酔峡のあのときには間に合わないということですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 残念ながら間に合わないという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第70号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

### 追加日程第3 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第3、議案第71号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案第71号、工事請負契約の締結について、議案集の2ページをお願い申し上げます。本件につきましても、提案理由につきましてもは省略をさせていただきます。

まず、契約の目的でありますけれども、阿蘇西小学校災害復旧工事校舎改築の工事でございます。契約の方法、指名競争入札、契約金額7億3,440万円、消費税込みでございます。契約の相手方、熊本県熊本市東区御領2丁目28番1号、光進建設株式会社、代表取締役社長、井上弘太郎氏でございます。本件につきましても、8月30日の日に入札を行いまして、現在仮契約中であります。本議会の議決を経て本契約、そして工事に移りたいと考えております。

ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

これ災害復旧ですから、国からの補助金がかなりの額出ると思います。これは、総額の金額ですか。補助残の金額ですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 補助額を含んだ総額でございまして、補助率は3分の2でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 先ほどと同じで、いつごろできるのか、それから何社入札があつて、応札がいくらあつたのか。

それから、もう1つは校舎のみとおっしゃいましたけれども、当初予算では9億1,000万

円ぐらいの予算が組んであったと思うんです。この7億3,000万円というのは、そのうちの入札率になるのか。それとも、他にまだ事業があるのか。伺います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず工期でございますが、平成30年12月を見込んでおります。12月末まで。

それから、事業費につきましては、今年度は校舎と、それからプールの工事を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 2点目のご質問でございますが、7社指名、7社応札、落札率は99.74%でございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 99.74%といたしますと、実はその9億1,500万円ほどの予算を組んでいたはずですか。この7億3,000万円というのはどういう形になるんですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 今回、議会上に上程いたしましたのは、議決すべき事項として1億5,000万円以上の工事請負契約につきまして上程しておりますもんですから、校舎の改築分の7億4,000万円が上がったわけです。9億円の予算のうち、先ほど教育課長が言いましたように、別途プールの改築工事を行います。この分が1億5,000万円以下の請負契約になりますので、今回議案としては上がってないということになります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで、旧尾ヶ石東部小学校から阿蘇西小学校に移る予定は、いつごろで組んでいますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 旧尾ヶ石東部小学校からの移転につきましては完成後ということになりますので、平成30年の冬休み期間中になるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番、園田です。

現在、あそこに断層あたりが走っているんですけども、今取り壊しをしている校舎のほぼあの位置に同じような3階建てが建つという計画になっていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 位置的にはほぼ同じ位置でございますが、北側のほうに若干ずれます。

それから、鉄筋コンクリート造の2階建てになります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第71号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時04分 散会